

## 作業主任者を必要とする作業一覧

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
クレーン等	クレーンの運転（運転室がついているもの）	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務	○			ク則-22
		つり上げ荷重 5 t 未満の運転の業務			○	安則-36
	床上操作式クレーンの運転（運転手が荷の移動とともに移動するもの）	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務			○	ク則-22
		つり上げ荷重 5 t 未満の運転の業務			○	安則-36
	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務	○			ク則-68
		つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の運転の業務		○		ク則-68
		つり上げ荷重 1 t 未満の運転の業務			○	安則-36
	玉掛け作業	つり上げ荷重 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務		○		ク則-221
		つり上げ荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務			○	安則-36
	巻上げ機の運転	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト以外）の運転の業務			○	安則-36
建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務			○	安則-36	
ゴンドラの操作	ゴンドラの操作の業務			○	安則-36	
林業機械・装置	伐木等機械の運転	伐木、造材等を行うための機械の運転の業務			○	安則-36
	走行集材機械の運転	車両の走行により集材を行う機械の運転の業務			○	安則-36
	機械集材装置の運転	原木等を空中において運搬する設備の運転の業務			○	安則-36
	簡易架線集材装置の運転	原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備の運転の業務			○	安則-36
	架線集材機械の運転	原木等を運搬する機械の運転の業務			○	安則-36
伐木・造材	大径木等の伐木等	大径木（70cm以上）・偏心木の伐木、つりきり等特殊な方法による伐木、かかり木の処理の業務			○	安則-36
	チェーンソーを取扱う作業	チェーンソーを用いて行う立木の伐木造材等の業務			○	安則-36
建設機械等	ブルドーザー、ショベル等の車両系建設機械（整地、運搬、積込み及び掘削用）の運転	機体重量 3 t 以上のもの		○		令-20
		機体重量 3 t 未満のもの			○	安則-36
	ブレイカー、鉄骨切断機等を用いる車両系建設機械（解体用）の運転	機体重量 3 t 以上のもの		○		令-20
		機体重量 3 t 未満のもの			○	安則-36
	くい打機、くい抜機等の車両系建設機械（基礎工事用）の運転	機体重量 3 t 以上のもの		○		令-20
		機体重量 3 t 未満のもの			○	安則-36
くい打機等の基礎工事用建設機械の運転	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できないものの運転の業務			○	安則-36	
くい打機等の作業装置の操作	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作の業務			○	安則-36	

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
	コンクリートポンプ車の操作	コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務			○	安則-36
	ローラーの運転	タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、タンピングローラー等の運転の業務			○	安則-36
	ボーリングマシンの運転	ボーリングマシンの運転の業務			○	安則-36
運搬・荷役機械等	ショベルローダー等の運転	最大荷重1 t以上のショベルローダー、フォークローダーの運転		○		令-20
		最大荷重1 t未満のショベルローダー、フォークローダーの運転			○	
	フォークリフトの運転	最大荷重1 t以上のフォークリフトの運転の業務		○		令-20
		最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転の業務			○	
	不整地運搬車の運転	最大積載量1 t以上の不整地運搬車の運転の業務		○		令-20
		最大積載量1 t未満の不整地運搬車の運転の業務			○	
	高所作業車の運転	作業床の高さが10 m以上の高所作業車の運転の業務		○		令-20
		作業床の高さが2 m以上10 m未満の高所作業車の運転の業務			○	安則-36
軌条動力車の運転	軌道により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務			○	安則-36	
タイヤの空気の充てん	自動車用タイヤに空気圧縮機（コンプレッサ）を用いてタイヤに空気を充てんする業務			○	安則-36	
解体	コンクリート工作物の解体の作業	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（作業主任者）		○		安則-517の17
	コンクリート破砕器を使用する作業	コンクリート破砕器を使用する作業（作業主任者）		○		安則-321の3
足場	足場の組立て、解体等の作業	つり足場、張出し足場、高さ5 m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-565
掘削	地山の掘削の作業	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削の作業（作業主任者）		○		安則-359
	土止め支保工の組立て、解体等の作業	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業（作業主任者）		○		安則-374
	採石のための掘削作業	掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削作業（作業主任者）		○		安則-
型枠	型わく支保工の組立て、解体等の作業	型わく支保工の組立て又は解体の作業（作業主任者）		○		安則-246
木工	木工加工用機械を使う作業	丸のこ盤、帯のこ盤等の木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業（作業主任者）		○		安則-
鉄骨	建築物等の鉄骨の組立て、解体等の作業	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材で構成される高さ5 m以上の物の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の4
橋梁等	鋼橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成される高さ5 m以上のもの又は支間30 m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の8
	コンクリート橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、コンクリート造で高さ5 m以上のもの又は支間30 m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の22
	ジャッキ式つり上げ機械の運転の業務	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務			○	安則-36

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
木造	木造建築物の組立て等の作業	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（作業主任者）		○		安則-517の17
はい	はい付け、はいくずしの作業	高さが2m以上となるはい付け、はいくずしの作業（作業主任者）		○		安則-428
ずい道	ずい道等の掘削の作業	掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹き付けの作業（作業主任者）		○		安則-383の2
	ずい道等の覆工等の作業	ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設の作業（作業主任者）		○		安則-383の4
	ずい道内の作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業			○	安則-36
粉じん	特定粉じんの作業	常時特定粉じん作業に係る業務			○	安則-36
石綿	石綿等の取り扱い作業	石綿等の取り扱い作業、試験研究のための製造作業（作業主任者）		○		石綿規-19
		石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業			○	安則-36
		建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業			○	安則-36
火薬	発破の作業	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）	○			令-20
	火薬類取扱いの保安と業務	火薬類取扱い保安責任者、副保安責任者の業務	○			火法-30
溶接	ガス溶接の作業	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業（作業主任者）	○			安則-314
		可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業		○		令-20
	アーク溶接の作業	アーク溶接の作業			○	安則-36
酸欠	酸素欠乏危険場所における業務	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における業務（作業主任者）		○		酸欠則-11
		酸素欠乏危険作業に係る業務			○	安則-36
電気	電気取扱いの業務	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出した開閉器の操作			○	安則-36
砥石	研削といし取替等の業務	グラインダー、高速カッター等のといしの取替え又は取替え時の試運転の業務			○	安則-36
高気圧作業	高圧室内の作業	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	○			高圧則-10
		高圧室内作業に係る業務			○	安則-36
	潜水の作業	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	○			高圧則-12
	圧縮機の操作の作業	作業室又は気こう室に送気するためコンプレッサーを運転する業務			○	安則-36
	送気の調節の作業	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うための弁又はコックの操作			○	安則-37
	加圧、減圧の作業	高圧室内作業に加減圧を行うための弁又はコックの操作			○	安則-38
	再圧室の操作の作業	再圧室を操作する業務			○	安則-39

(注) 特別教育の一部は省略